

2024年度からの災害支援ナースの仕組み

法令等の根拠	改正医療法・改正感染症法（令和6年4月1日施行）
派遣の対象	大規模自然災害の発生時、新興感染症の発生・まん延時
養成・登録	厚生労働省医政局 ^{*5} が実施
派遣形態	原則として派遣元の医療機関の職員として看護業務に従事する（業務扱い）
派遣要請	被災都道府県からの派遣要請に基づく
派遣調整	都道府県内派遣：都道府県 ^{*6} による調整 都道府県外派遣：厚生労働省医政局 ^{*5} による調整
経費	公的に負担（協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣に要する費用は都道府県が支弁する）
事故補償	都道府県が傷害保険に加入 災害支援ナースが賠償責任保険制度に加入※

※災害支援ナースは、第三者に損害を与えた場合に備えて、災害等発生時の看護活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度の加入が望ましい

* 5：厚生労働省から日本看護協会へ委託可能

* 6：都道府県から都道府県看護協会へ委託可能

災害等発生時の医療・看護提供体制の整備のために、災害支援ナースに登録いただけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。



- 災害支援ナースに関する情報については、公益社団法人日本看護協会の公式ホームページをご覧ください。

「災害看護」：ホーム＞看護職の皆さまへ＞危機管理＞災害看護



- 災害支援ナース養成研修は都道府県看護協会からお申し込みください。

「災害支援ナース養成研修」：日本看護協会研修ポータルサイト＞国の動向や政策に関連した継続教育に関する最新情報「災害支援ナースに関する情報」



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

<https://www.nurse.or.jp/>